

令和3年2月24日

保護者様

沼津市教育委員会

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための対応について
(依頼)

日頃より、本市における教育活動に御協力を賜り、心より感謝申し上げます。
これまでに沼津市内でも多くの感染者が確認されており、近隣市町や県内外の感染状況も考えると予断を許さない状況です。感染者が発生しないように予防対策を徹底すること、万が一発生した場合には、いち早く感染拡大防止の対策を取ることが重要であると考えております。

つきましては、児童生徒又は同居家族等にかぜ症状が見られる場合やPCR検査等を実施する場合には、自宅待機を徹底していただくとともに、学校に必ず連絡していただきますよう、再度お願い申し上げます。学校では以下のような対応を行いますので、御承知おき願います。

- 1 個人情報保護の観点から、新型コロナウイルスに係る感染者や濃厚接触者の有無等についてお伝えすることはできません。
- 2 家族・児童生徒・教職員が感染者又は濃厚接触者となる状況は、誰にでも起こります。本市においては、学校関係者が新型コロナウイルスに係る感染者や濃厚接触者となった場合には、保健所が必要と決めた期間、児童生徒は出席停止、教職員は出勤停止としております。
- 3 濃厚接触者が特定できておらず安全確認ができていない場合、学校は保健所及び教育委員会と相談し、校内の安全確認ができるまで臨時休業としております。
保健所の調査により、校内の安全が確認された場合、学校は保健所及び教育委員会と相談し、通常登校としております。「子供の学びを止めない」という観点から、学校は通常通り授業等を行いますので御理解ください。
この場合、学校からは個人が特定されるような情報は一切お伝えできません。
休んでいる方のうわさ等で詮索することがないようにお願いいたします。
- 4 臨時休業等の必要な措置をとる際は、お子さんの自宅待機の方法など、冷静に行動していただくようお願いいたします。保健所の調査の時刻によっては、急な御連絡になることもあるかも知れませんが、迅速な対応が求められることから御協力をお願いいたします。

このような措置は、感染された児童生徒を含めた全ての児童生徒の命を守るための対応であることを御理解ください。

なお、感染者が誰であるか詮索することや、完治して学校に復帰した際にいじめの対象とするなどの行為は人権侵害に当たります。感染された方も被害者です。何よりも感染が拡大しないようお互いに最善を尽くすことが大切です。何とぞ、御理解と御協力をお願い申し上げます。